

居宅介護支援事業所おおしま重要事項説明書

1 支援事業者（法人）の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 陽翔会
代表者名	理事長 高尾 勲
所在地・連絡先	〒431-3112 (住所) 浜松市中央区大島町891番地 (電話) 053-431-1111 (FAX) 053-431-1110

2 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び事業所番号

事業所名	居宅介護支援事業所おおしま
所在地・連絡先	〒431-3112 (住所) 浜松市中央区大島町891番地 (電話) 053-431-1111 (FAX) 053-431-1110
事業所番号	2277103368 平成18年8月1日指定
管理者氏名	安田 貴代子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数（人）	職務の内容
管理者 (主任介護支援専門員)	1名	従業者及び業務の管理
介護支援専門員	1名以上（利用者の数が45又はその端数を増すごとに1とする。）	居宅介護支援の提供
事務職員等	1名以上	事務

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	浜松市中央区（積志・長上・笠井・中ノ町・和田・蒲・曳馬地区） 浜松市浜名区（北浜・浜名地区）
---------	---

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

営 業 日	営 業 時 間
月曜日 ～ 金曜日	8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0

営 業 し な い 日	土曜日 ・ 日曜日 祝日 ・ 1 2 / 2 9 ～ 1 / 3
-------------	-------------------------------------

※24 時間連絡体制を確保し、必要に応じてご利用者等の相談に応じます。

3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

ア 居宅サービス計画の（ケアプラン）の作成

イ 要介護等認定の申請代行

ウ 給付管理業務

エ 浜松市の委託による介護認定に係る認定調査

オ 医療との連携（主治医との連携、入院や退院時の医療機関との連携など）

※入院時には、担当介護支援専門員の氏名、所属先、連絡先を入院先医療機関へ提出して下さい。

4 費用

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、ご利用者は 1 ヶ月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

	要介護 1 ・ 2	要介護 3 ・ 4 ・ 5
居宅介護支援費（Ⅰ）	1,086 単位	1,411 単位
居宅介護支援費（Ⅱ）	544 単位	704 単位
居宅介護支援費（Ⅲ）	326 単位	422 単位
特定事業所加算（Ⅰ）	519 単位	
特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位	
特定事業所加算（Ⅲ）	323 単位	
特定事業所加算（A）	114 単位	
特定事業所医療介護連携加算	125 単位	
初回加算（新規・要介護度が 2 段階以上の変更）	300 単位	

※入金確認後、サービス提供証明書と領収書を発行します。

5 事業の特色等

(1) 事業の目的

社会福祉法人陽翔会が開設する居宅介護支援事業所おおしまが行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力にに応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、複数の事業所を紹介するなど公正中立に行う。また、利用者及びその家族は、介護支援専門員に対して居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の選定理由の説明を求めることができ、介護支援専門員は理解が得られるよう説明を行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努める。

○ケアプランに位置付けたサービス事業所割合 【期間】 令和7年9月～令和8年2月

訪問介護 (21%)	(アセンプル訪問介護事業所 (16%)	いにしへの里大瀬訪問介護事業所 (15%)	ここえ高丘訪問介護事業所 (10%)
通所介護 (42%)	通所介護事業所 おおしま (37%)	ビーフィット浜松 (6%)	きたぞうウォーク (6%)
地域密着通所介護 (16%)	上大瀬デイサービス (41%)	いずみデイサービス (12%)	Tいにしへの里大瀬 (11%)
福祉用具貸与 (56%)	介護ショップ ちゅーぶ (17%)	株式会社ヤマシタイ (14%)	株式会社トーカイ (12%)

(3) 虐待の防止について

事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ・従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(4) 感染症対策について

事業所での感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを徹底するため、委員会の設置や指針の整備、研修及び訓練を定期的実施しています。

(5) 第三者評価の実施状況

実施の有無：なし

直近の年月日：

評価機関の名称：

評価結果の開示状況：

(6) その他

事 項	内 容
アセスメント（課題分析）方式及び事後評価	当事業所の独自方式、またはセンター方式によりご利用者のご希望、直面している課題等を評価し、利用者に説明の上ケアプランを作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況を評価し、次のケアプランに反映させていきます。
従業員研修	○法人研修会 ○県及び県介護支援専門員連絡協議会等の主催する研修に年数回参加。 ○他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施 ○地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所ご利用者相談窓口	窓口責任者：安田 貴代子 ご利用時間：8：30～17：30 ご利用方法：電話 （053）431－1111 面接 当事業所1階相談室 苦情箱 当事業所エレベーター付近に設置
--------------	---

市町村のサービス相談・苦情受付窓口

浜松市中央福祉事業所 長寿支援課 中央区役所内	所在地 浜松市中央区元城町１０３－２ 電話 ０５３－４５７－２３２４
浜松市中央福祉事業所 長寿支援課 東行政センター内	所在地 浜松市中央区流通元町２０－３ 電話 ０５３－４２４－０１８３

静岡県のサービス相談・苦情受付窓口

静岡県国民健康保険団体 連合会	所在地 静岡市葵区春日二丁目４番３４号 電話 ０５４－２５３－５５９０ 受付 介護保険課
--------------------	--

７ 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は_____です。やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡をいたします。

８ ご利用者へのお願い

当事業所が交付するサービス利用票（別表を含む）、サービス提供証明書は、ご利用者の介護に関する重要な書類です。契約書、重要事項説明書等と一緒に保管してください。

私は、本書面に基づいて居宅介護支援事業所おおしまの介護支援専門員_____から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

印

代理人（選任した場合） 住 所

氏 名

（続 柄）

印